

会 議 録

会議の名称	使用料、補助金等見直し検討部会（第5回）
開催日時	平成21年12月25日（金） （午前・ 午後 ） 3時00分開会 （午前・ 午後 ） 5時00分閉会
開催場所	南館10階 大会議室
出席者	<p>【外部委員】 辻田素子、坪内隆、杉田宗三、棟田勝子</p> <p>【検討部会員】 楚和企画財政部長、小林財政課長、続木地域教育振興課長、上田政策法務課長、上田政策企画課長、岡本市民生活課長、大西市民活動推進課長、小西福祉政策課長、向條障害福祉課長、染川こども政策課長、山本男女共同参画課長、田中商工労政課長、廣内環境政策課長、辻都市政策課長、山田建設管理課長、河井教育政策課長、松宮学校人権教育課長、島村市民学習課長、萩原消防総務課長</p> <p>【作業部会員】 北川障害福祉課長代理、下園政策企画課長代理、秋元財政課長代理、中村政策法務課長代理、木村市民生活課長代理、青木市民活動推進課係長、足立国保年金課主査、岩崎福祉政策課主査、平林こども政策課係長、岡村男女共同参画課長代理、徳永商工労政課係長、井澤環境政策課主査、福田都市政策課係長、中田建設管理課長代理、野村議事課係長、乾教育政策課長代理、小島地域教育振興課長代理、山田市民学習課係長、中井消防総務課長代理</p>
欠席者	白川一郎、加藤学校人権教育課長代理
事務局職員	係員3人
開催形態	公開（傍聴者2人）
議題(案件)	(1) これまでの検討状況の報告
配布資料	<p>(1) 使用料等見直しの検討事項のポイント</p> <p>(2) 使用料の基本的な考え方</p> <p>(3) 利用者に負担を求める費用（使用料）の算出方法</p> <p>(4) 施設使用料単価一覧（平均単価分）</p> <p>(5) 主な施設の性質別分類例（作業部会案）</p> <p>(6) コミュニティセンター減額・免除団体新旧一覧表</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長 (企画財政部 長〔以下省略〕)	【議題1 これまでの検討状況の報告】 これまでの検討内容等を踏まえた現状の市の考え方や方向性を、資料1に沿って作業部会員から報告する。
作業部会員	1 使用料の基本的な考え方 2 料金の算定式 3 受益者の負担割合 5 見直し後の料金収入試算 (資料(1)～(5)に基づいて説明)
作業部会員	前回からの大きな変更点としては、「原価」を「利用者に負担を求める費用」に、「人件費」を「人的費用」に置き換え、より分かりやすく実態に合った表現とした。また、負担割合の区分を4区分から3区分へと変更した。
外部委員	人的費用の算定には、管理職を除いた一般職の平均給与を用いるとのことだが、管理職と一般職はどのように区別されるのか。
作業部会員	管理職は係長級以上、一般職は主査級以下の者としている。
外部委員	人的費用には、共済費も含まれるとの説明があったが、これはどのような考え方によるのか。
議 長	共済費は、民間企業で言えば雇用保険にあたるものであり、人を雇う際に必ず必要となる経費である。このため、今回の使用料の算定にも共済費を含むのが適切であると考えた。
外部委員	今回の見直しにより、現行より低い料金となる施設も多いが、現行の料金に問題がないのであれば、料金を下げる必要はないのではないかと。また、料金は改定せず減免基準を見直すだけでも、一定の収入増が見込まれるのでは。
議 長	今回の見直しの目的は、施設の使用料を適正な額とすることである。各施設の運営にどれだけの経費がかかるかを検証し、これを基に適正な使用料を算定しているが、その結果、現行より低い料金が適正と判断される施設は、料金を下げるのが適切であり、市民の納得も得られると考えている。
外部委員	使用料の算定式を市の考え方として定めると、今後もこの式に基づいて料金を算定していくこととなる。そうすると、将来税収が落ち込んだ際に、今回以上の額の受益者負担を求めることが困難になるのではないかと。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	<p> 税収の多寡に関わりなく、市民には、施設の維持管理にかかる経費を施設使用料として負担していただくという考えを基本としている。あくまで適正な額を使用料として徴収することを基本として、今回定める方針に基づいて今後とも運用を行っていききたい。 </p>
外部委員	<p> 今回の料金改定案は、数年後にまた見直しを行う予定か。短い期間のうちに料金の改定が何度も行われると、市民にとって分かりにくいのでは。 </p>
議 長	<p> 5年から10年ほどの期間で、料金の見直しは必要であると考えている。その際も、今回定める方針を基本としたい。 </p>
外部委員	<p> 直営施設の予約受付に要する費用として、一般職の平均給与から基準額を設定しているが、30分で1,700円は高すぎるのではないか。民間やパートの時給であれば、1時間800円程度のところもある。 </p>
議 長	<p> 確かに、民間と比較すると高額である。しかし、公の施設を運営するにあたって実際に必要となる費用であるため、利用者に負担を求めるべきとした。 </p>
外部委員	<p> 予約受付等に30分を要すると仮定したとのことだが、本当に30分も必要か。実際に、どのような業務を行っているのか。 </p>
作業部会員	<p> 利用者への鍵の受け渡しや部屋の見回りを行っている施設もあり、部屋の貸し出しには平均30分程度が必要であると考えている。 </p>
外部委員	<p> この料金案には、一般職の平均給与から算出した人的費用が含まれているが、これは市民なら既に税金で支払っているものではないか。施設を利用しない市民であっても、何らかのサービスを受けている。それなら、人的費用全額を利用者の負担とするのではなく、そのうちの何割かを利用者に負担させるという方法にしてはどうか。 </p>
議 長	<p> 公の施設にかかる費用については、建設費は行政が税金により負担し、施設の利用にかかる費用は利用者の負担とする、という考え方を基本としている。このため、税金を二重に取ることにはならない。 </p>
外部委員	<p> 現在直営の施設へ指定管理者制度を導入した場合、その都度料金の改定を行うのか。 </p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	今回の算定式によると、指定管理者制度導入施設は、直営の施設とは管理運営形態が異なるので、より安い料金となる。このため、料金の見直しが必要であることは認識しているが、指定管理者制度導入後、すぐに料金の改定を行うかどうかについては、検討が必要である。
外部委員	男女共生センターや生涯学習センターは、職員ではなく市民スタッフが受付業務を行っている。このような施設の場合、この人的費用の算定方法は実態に合っていないのではないか。
議 長	受付窓口ではスタッフが対応しているが、その場合にも、業務の別の部分で必ず職員が関わっている。料金設定の方法を分かりやすくするため、全施設を共通の算出方法に当てはめているが、施設によって様々な運営形態があるため、実態とずれが生じる部分が出るのもやむを得ないかと考えている。スタッフや臨時職員が主に管理運営を行う施設については、実際にかかる経費や収入などの資料を何例か作成し、次回の会議で示したい。
外部委員	受益者の負担割合の設定について、他市の状況はどのようなものか。
作業部会員	基本的な考え方については、他市もほぼ同様であり、同種の施設については同じ程度の負担割合を求めている。見直しは数年ごとに行っているようである。また、インターネット等で考え方を公表している市もある。
外部委員	茨木市では、10月より市役所駐車場も他の市営駐車場と同様の扱いとなったが、このような例は他市にもあるか。
作業部会員	近隣では吹田市が同様であり、他市においても共通の動向と認識している。
外部委員	地域集会施設の料金改定案を見ると、コミュニティセンターの会議室は現在よりも安く、公民館の会議室は高くなっている。このような差について、市民に納得のいく説明ができるか。
作業部会員	この料金案を基本とするが、同規模の部屋との平均をとるなど、更なる調整が必要かと考えている。
議 長	コミュニティセンターは地域活動拠点、公民館は社会教育施設であり、その目的の違いが現行料金の差となって現れている。今回の見直しでは、施設形態ごとに料金設定を行っており、その結果、このような料金案となった。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
検討部会員	コミュニティセンターと公民館とでは管理運営形態が異なる。コミュニティセンターは利用者による自主的な施設管理が中心であるため、利用料金は安く済むが、これには問題もある。今後、管理運営形態を考慮した料金算定方法の検討などにより、他施設との整合性を図ることも考えていく。
外部委員	公民館の会議室がこれまでより高い料金となると、これまで施設を利用していた高齢者が、利用しづらくなってしまわないか。
議 長	各小学校区に公民館またはコミュニティセンターが整備されており、その利用者は高齢者には限っていない。料金の設定は、どの施設についても統一された算定方法に基づき設定することで、公平性を確保したい。
検討部会員	老人クラブを公民館の減免対象団体とするため、料金改定によって高齢者の利用が阻害される心配はないと考えている。
外部委員	この料金案には、公民館などの施設の老朽化は考慮されているのか。
検討部会員	大規模な修繕にかかる費用は料金の算定に計上しないなど、施設の老朽度合いによって料金に不公平が生じないように考慮している。
議 長	続いて、資料1の項目4について、作業部会員から報告する。
作業部会員	4 料金の算定式 (資料(6)に基づいて説明)
外部委員	減免の適用がなくなると、利用しなくなる団体も多いのではないか。
作業部会員	料金を減額・免除するということは、その分を税金で負担するということである。これまでは、施設の利用促進や団体の育成を目的に減免制度を適用してきたが、従来の運用を続けるのではなく、見直しの必要性を感じている。
検討部会員	どうして減免対象団体だけが無料で施設を利用できるのか、と疑問に思う市民もおり、議会でも議論されている。料金を全額払って利用している団体との間に不公平が生じないように、対象団体を適正に見直す必要がある。

